

第2次 鹿兒島県 男女共同参画 基本計画

平成25年度
～29年度

概要版



男女共同参画社会の実現を目指して

すべての人が互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、私たちが目指すべき社会です。そして、社会経済情勢の変化や様々な地域課題に対応し、豊かで活力ある未来を築いていくためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

このため、鹿児島県では、第1次鹿児島県男女共同参画基本計画(計画期間:平成20~24年度)に基づき、男女共同参画社会の形成を促進する各種施策を展開してきました。

このたび、同計画の成果と課題を踏まえ、鹿児島県における男女共同参画社会の形成が加速されるよう、平成25~29年度の5年間を計画期間とする「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、「男女共同参画の視点」を踏まえて各般の施策を実施するために、その方向性と内容を示したものです。

県民の皆様とともに、男女共同参画社会の実現を目指した取組を積極的に推進してまいります。

男女共同参画社会の形成に取り組む法的根拠

- 男女共同参画社会基本法(平成11年施行)
 - 鹿児島県男女共同参画推進条例(平成14年施行)
- この計画は、これら法令に基づき策定されたものです。

計画策定の背景

社会経済情勢の変化

- 少子高齢化・過疎化の進行と人口減少社会の到来
- 個人の価値観やライフスタイルの多様化
- 単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の多様化
- 人間関係の希薄化などによる地域社会の変容
- 経済の低迷による雇用環境の悪化
- 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大
- 国際化の進展と国際的な人の移動の増加

現状に見る課題

- あらゆる立場の人に男女共同参画に対する正しい理解が浸透していない(女性のみを対象とする取組だという誤解など)
- 固定的性別役割分担意識が根深い
- 男女の地位の不平等感を感じている人が多い
- 政策・方針決定過程への女性の参画が低調
- 出産・子育て期に就業を中断する女性が多い(「M字カーブ問題」)
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が浸透しない
- 男性の長時間労働の常態化による心身の不調
- 男性の育児や介護への参画が進まない
- ひとり親家庭や高齢女性の生活上の困難
- 若者や父子家庭、単身高齢男性等の社会的孤立化
- 深刻な女性に対する暴力
- 市町村における男女共同参画を推進する取組の格差

* 固定的性別役割分担意識: 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

基本理念と基本目標

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)



基本目標

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が發揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。その理念に基づき、性別や年齢などの属性にかかわらず誰もが、自分の生き方を自らの意思で主体的に選択し、社会に参画して個性や能力を發揮することができ、かつ、安心・安全に豊かに暮らすことができる社会の実現を目指します。

計画の体系

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され

○多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり

○誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

重点目標

1:

男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

2:

男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

3:

生涯を通じた男女の健康の保持・増進

4:

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

5:

生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向

1

男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

2

広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進

3

男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実

4

メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上

1

学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実

2

家庭や地域における男女共同参画の理解促進

3

多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

1

生涯を通じた男女の健康支援

2

妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

3

性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

4

女性の医療関係者が能力を発揮しやすい環境の整備

5

健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

1

暴力の根絶に向けた社会基盤づくり

2

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

3

性犯罪への対策の推進

4

子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

5

売買春・人身取引対策の推進

6

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1

ひとり親家庭等への支援

2

困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援

3

高齢者が安心して暮らせる環境の整備

4

障害者が安心して暮らせる環境の整備

5

外国人が安心して暮らせる環境の整備

6

その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援

7

子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

8

災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

6: 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 行政分野における女性の参画の拡大
- ② 教育分野における女性の参画の拡大
- ③ 雇用分野における女性の参画の拡大
- ④ 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大
- ⑤ その他の分野における女性の参画の拡大
- ⑥ 女性の人材育成及び人材情報の整備

7: 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ② 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進
- ③ 女性の能力発揮のための支援

8: 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

- ① 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備
- ② 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

9: 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

- ① 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- ② 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進

戦略的取組

- ①子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進
- ②産業分野における女性の活躍の促進
- ③男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備
- ④女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実
- ⑤配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実
- ⑥誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

推進のあり方

- ①県の推進体制
 - ①男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部等の機能発揮
 - ②鹿児島県男女共同参画センターの機能充実
 - ③男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
 - ④数値目標の達成に向けた具体的な取組
 - ⑤施策の進行管理の徹底
 - ⑥計画の評価及び施策への確実な反映
- ②男女共同参画地域推進員やNPO、事業者等との連携、協働
- ③市町村との連携、協働

重点目標別施策の方向

重点目標

1

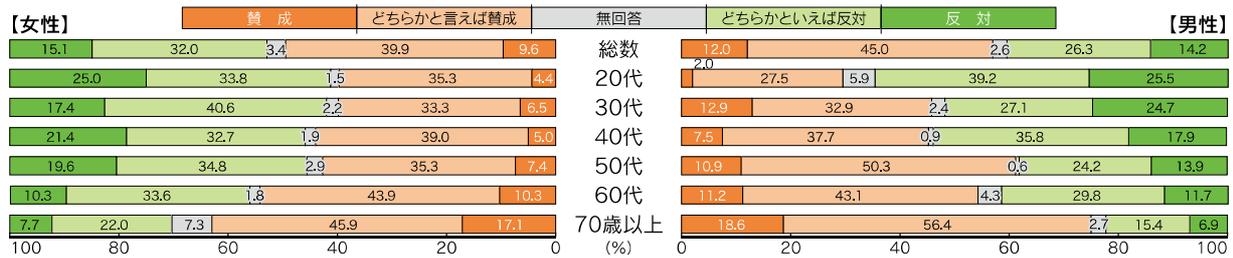
男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し, 意識の改革

「夫は外で働き, 妻は家庭を守るべきである」という考え方に代表される性別による固定的な役割分担意識や偏見は未だ根強く, そのことが男女の地位の不平等感が解消されない背景になっています。

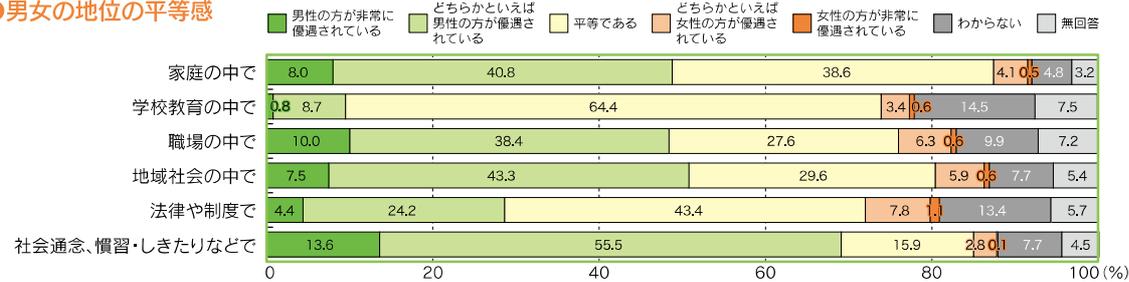
このため, 性別による役割の固定化や機会の不平等を助長する社会における制度や慣行について, 見直しを進めます。また, 男女共同参画について理解を深めるための広報・啓発を行います。

●「夫は外で働き, 妻は家庭を守るべきである」という考え方について

資料：「平成 23 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」



●男女の地位の平等感



施策の方向と主な内容

1. 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

- 様々な分野の制度や慣行を男女共同参画の視点で見直します。
- 各相談窓口において, 社会的性別(ジェンダー)に配慮した相談対応を行います。

2. 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進

- 男女共同参画についての理解を深めるための広報・啓発や情報提供を行います。

3. 男女共同参画に関する調査研究, 情報収集・提供の充実

- 統計情報を可能な限り男女別・年代別に集計・分析し, 施策に反映させます。

4. メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上

- 公的広報・出版物等が, 性別による固定観念や偏見等にとらわれることなく, 男女共同参画の視点を踏まえた表現になるよう配慮します。

数値目標項目	現状	目標値
「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	40.5% (H23)	100% (H29)
「鹿児島県男女共同参画センター」を知っている人の割合	30.7% (H23)	50% (H29)
県において男女共同参画に関する職場研修を実施した所属の割合	-	100% (H26)
男女共同参画計画の策定市町村の割合	51.2% (H23)	100% (H26)

* 社会的性別(ジェンダー): 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス)がある一方, 社会通念や慣習の中には, 社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり, このような男性, 女性の別をジェンダーという

* メディア・リテラシー: メディアの情報を主体的に読み解く能力, メディアにアクセスし, 活用する能力, メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと

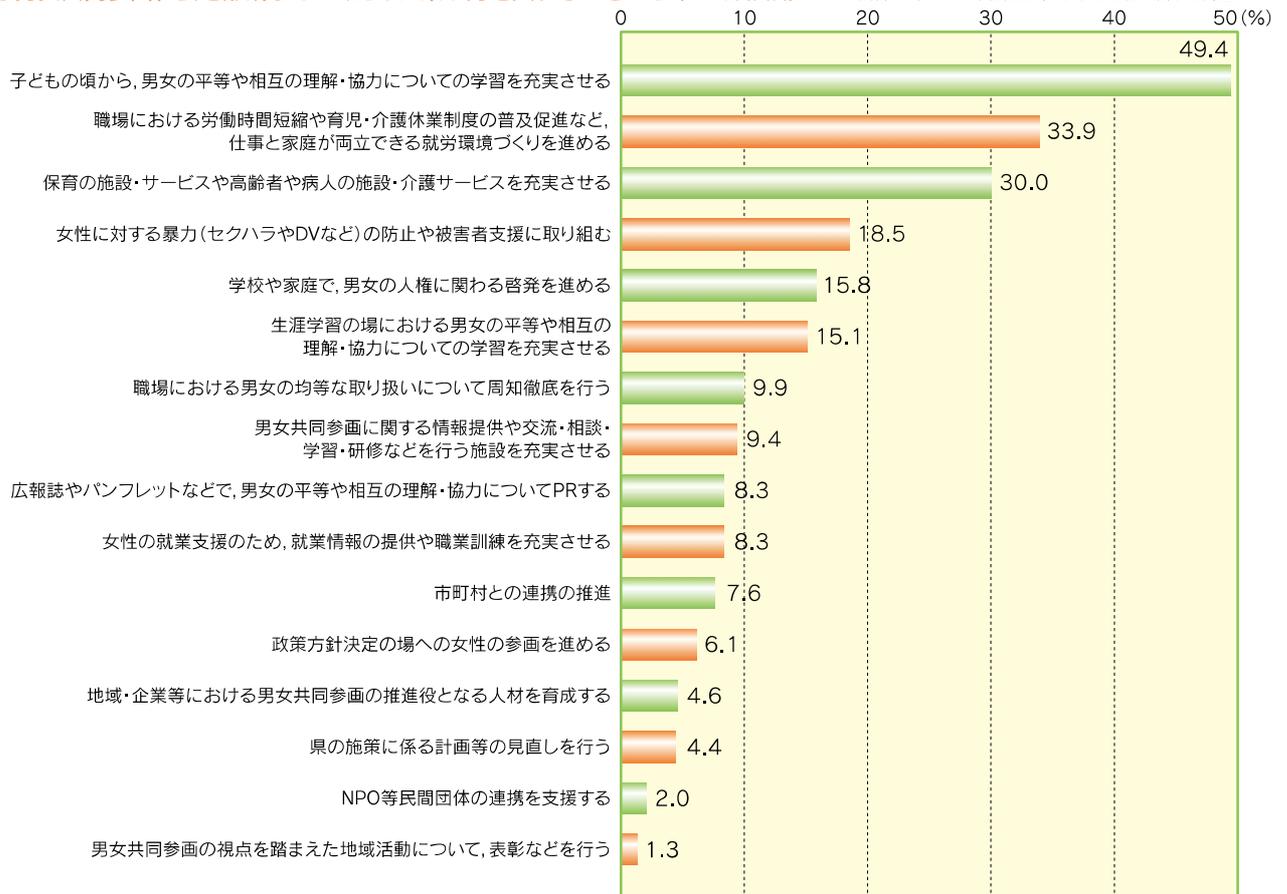
男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会を形成する上で基礎となるのが、教育・学習です。

このため、学校、家庭、地域、職場等が連携し、男女共同参画について正しい理解を深めるための教育・学習機会の充実を図ります。特に、これまで当事者意識を持って主体的に学習に参加する機会が少なかった子どもや男性、若年層を対象とした積極的な取組を行います。

●男女共同参画社会を形成していくために県が力を入れるべきこと（3つ以内回答）

資料：「平成 23 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」



施策の方向と主な内容

1. 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実

- 教職員や保育士を対象に男女共同参画の理解を深めるための研修を行います。
- 人権尊重と男女平等の理念のもとに、学校教育活動や学校運営を行います。

2. 家庭や地域における男女共同参画の理解促進

- 男女共同参画センターや各地域で、男女共同参画に関する学習機会を積極的に提供します。
- 男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育や社会教育を推進します。

3. 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

- 自らの個性と能力を発揮して主体的な生き方を選択できるための総合的なキャリア教育や生涯学習・能力開発を推進します。

数値目標項目	現状	目標値
男女共同参画をテーマにセミナーを実施した公立高校の割合	48.0% (H23)	100% (H29)

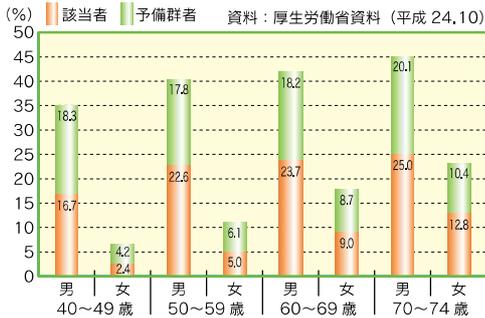
*キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねのこと

生涯を通じた男女の健康の保持・増進

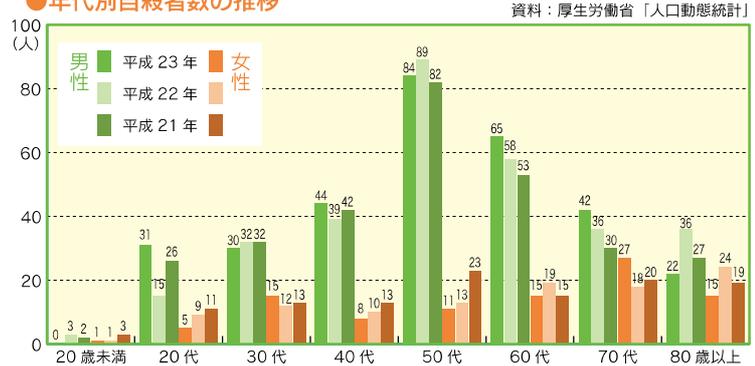
男女が、それぞれの性に関わる身体的特徴に理解を深め、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手することにより、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援することが必要です。その際、女性は妊娠や出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

このため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)について、県民の理解を深めるとともに、男女の生涯を通じた心身の健康を支援するための総合的な取組を推進します。

●メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合(平成22年)



●年代別自殺者数の推移



1. 生涯を通じた男女の健康支援

- 心身やその健康について正しい知識を普及するとともに、相談・健(検)診体制を充実します。
- 男女の身体的特徴の違いやニーズ等に配慮した医療体制の整備や健康づくりの支援、食育の推進を図ります。

2. 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

- 安心・安全な妊娠・出産のために、医療体制の整備や経済的支援の充実を図ります。
- 子どもたちの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った性教育を実施します。

3. 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

- 性感染症の予防・治療のため、啓発活動と相談・検査・医療体制の充実を図ります。

4. 女性の医療関係者が能力を発揮しやすい環境の整備

- 女性の健康支援のニーズに対応するため、女性の医師等の就労継続や再就業を支援します。

5. 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

- 性別や年齢等を問わず誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備します。

数 値 目 標 項 目	現 状	目 標 値
「女性にやさしい医療機関」の数	58機関(H23)	100機関以上(H34)
「女性の健康サポート薬局」の数	28薬局(H23)	50薬局以上(H34)
子宮がん検診受診率(20歳~69歳)	29.5%(H22)	50%(H29)
乳がん検診受診率(40歳~69歳)	37.7%(H22)	50%(H29)
妊娠11週以内での妊娠の届出率	86.6%(H23)	100%(H26)
10代の人工妊娠中絶実施率(15~19歳人口千対)	6.5%(H23)	減少させる(H26)
10代の性感染症の報告数(1定点医療機関あたり) (①性器クラミジア感染症 ②淋菌感染症 ③尖圭コンジローマ ④性器ヘルペスウイルス感染症)	①2.31 ②2.13 ③0.38 ④0.50 (H23)	減少させる(H26)
薬物乱用防止教室の実施率(公立小・中学校, 高校)	73.6%(H23)	80%(H26)

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)：リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。リプロダクティブ・ライツは、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利

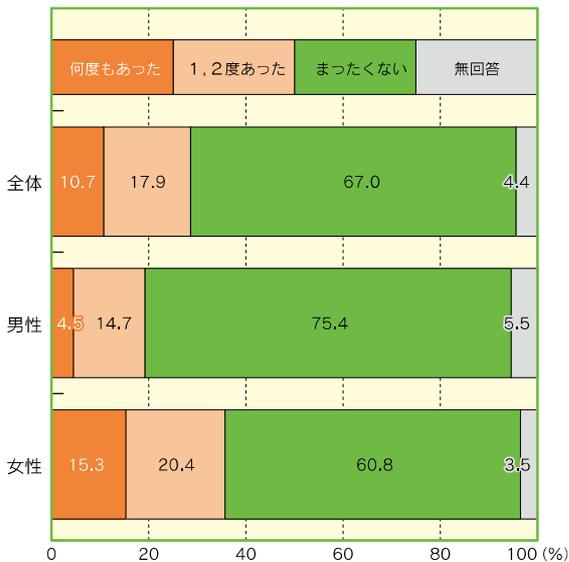
男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

暴力は、人々が安心、安全に暮らす権利を侵害するものです。

配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、人身取引等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、女性に対する差別や偏見等があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上での喫緊な課題です。

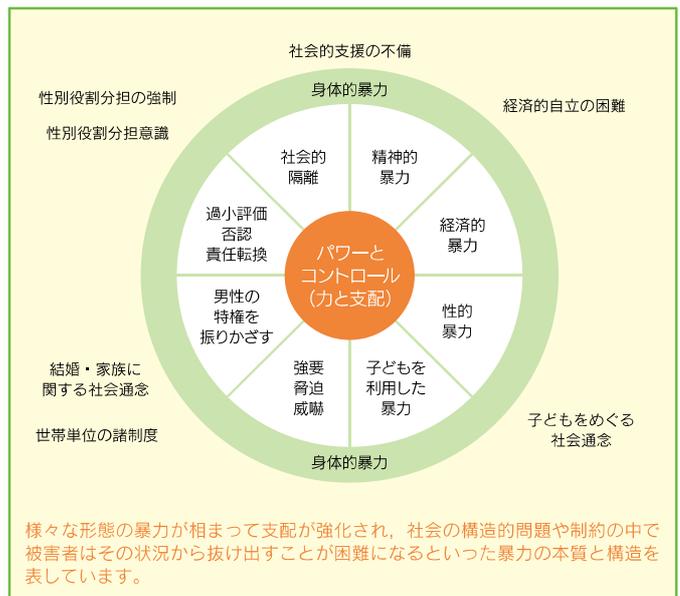
このため、暴力を許さない意識の醸成を図る広報・啓発活動や相談体制の充実、関係機関・団体との連携による総合的で切れ目のない被害者支援を行います。

●配偶者等からの暴力被害の経験



資料：「平成 23 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」

●配偶者等からの暴力の力と支配の構図



資料：「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」

施策の方向と主な内容

1. 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり

- 暴力を許さない意識と人権・男女平等意識を醸成する教育・啓発に取り組みます。
- 若年層における暴力の未然防止を図るため、学校等における意識啓発に取り組みます。

2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

- 相談体制の充実を図り、被害者の安全確保、心身の回復、生活の自立のための総合的で切れ目のない支援を行います。

3. 性犯罪への対策の推進

- 性犯罪に適切に対処するとともに、被害者の心情に十分配慮した支援を行います。

4. 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- 子どもに対する性的な暴力の防止と被害を受けた子どもの支援に取り組みます。
- 児童ポルノや児童買春事犯の取締りを推進し、その根絶に努めます。

5. 売買春・人身取引対策の推進

- 被害者の社会復帰等の支援や売買春の斡旋行為等の取締りを推進します。
- 性の商品化を助長するような社会環境の改善に取り組みます。

6. セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- 雇用や教育など様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止や被害者支援に取り組みます。

数値目標項目	現状	目標値
「配偶者暴力防止法」(DV防止法)を知っている人の割合	75.3%(H23)	100%(H29)
「配偶者暴力防止計画」(DV防止計画)の策定市町村の割合	16.3%(H23)	100%(H29)
配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村の数	1町(H23)	5市町(H29)

生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

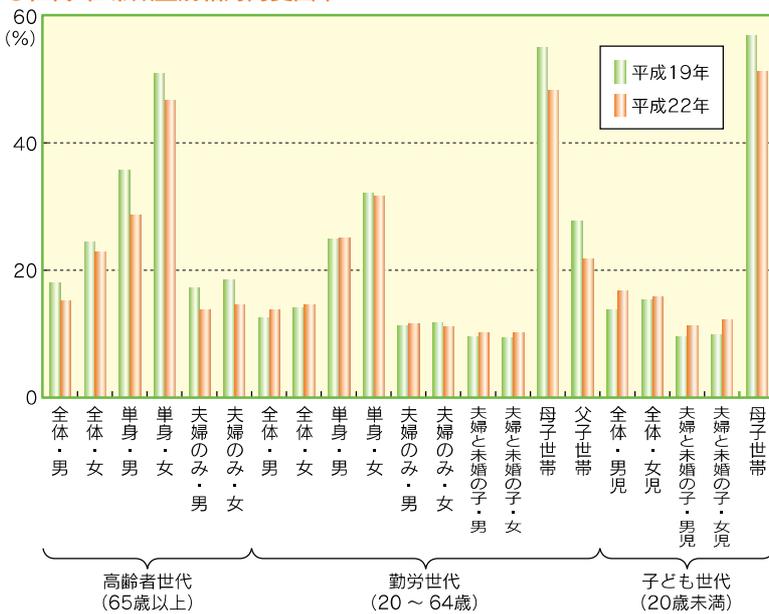
女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすく、特に、ひとり親家庭や障害者、高齢者、外国人の女性は、複合的な困難に直面します。また、若年層には貧困の問題が拡大しており、地域から孤立している男性の高齢単身者や介護者が増えています。

このような状況の背景には、性別による固定的役割分担意識や偏見と社会制度の不備があることから、雇用環境の改善や経済的支援、地域コミュニティの人権意識の醸成に取り組みます。

また、災害時に性別による役割分担が強化されることにより、男女で異なるニーズや状況が配慮されないと、被災者の心身の回復と生活の再建は一層困難になり、まちの復興を遅らせることにもなります。

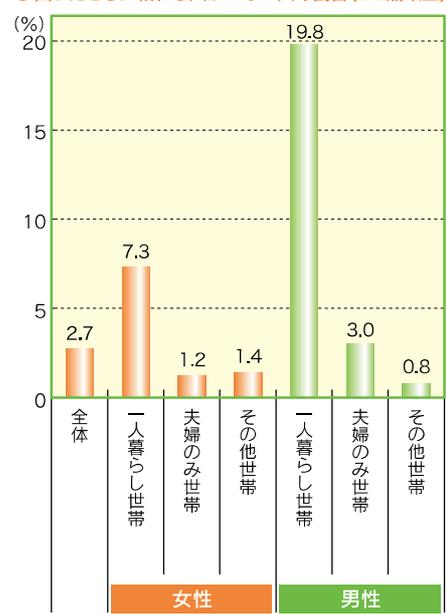
このため、防災分野への女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立に取り組みます。

● 世代・世帯類型別相対的貧困率



※相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。対象年は平成21年

● 困ったときに頼れる人がいない人の割合 (60歳以上)



資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

1. ひとり親家庭等への支援

○ひとり親家庭に対して、経済的支援のほか、就業や子育て、生活の総合的支援を行います。

2. 困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援

○就学や就業等で困難を抱える若者に対して、社会的性別(ジェンダー)に配慮した相談対応及び自立支援を行います。

3. 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

4. 障害者が安心して暮らせる環境の整備

○男女のニーズや状況に配慮した、高齢者や障害者の医療・福祉サービスの提供や生活環境の整備を行います。

5. 外国人が安心して暮らせる環境の整備

○男女のニーズや状況に配慮した外国人に対する生活支援を行い、孤立化を防止するための情報提供や相談体制の充実を図ります。

6. その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援

○性別に起因する人権問題の解決に向けた教育・啓発と人権を侵害されている人の救済に取り組みます。

7. 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

○子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶と被害者である子どもの適切な保護に取り組みます。

○生活上の困難が次世代に継承されないよう、社会全体で子どもを支える取組を進めます。

8. 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

○防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場に女性の参画を拡大します。

○男女のニーズや状況を踏まえた防災・災害対応や防災教育、防災情報提供の促進に取り組みます。

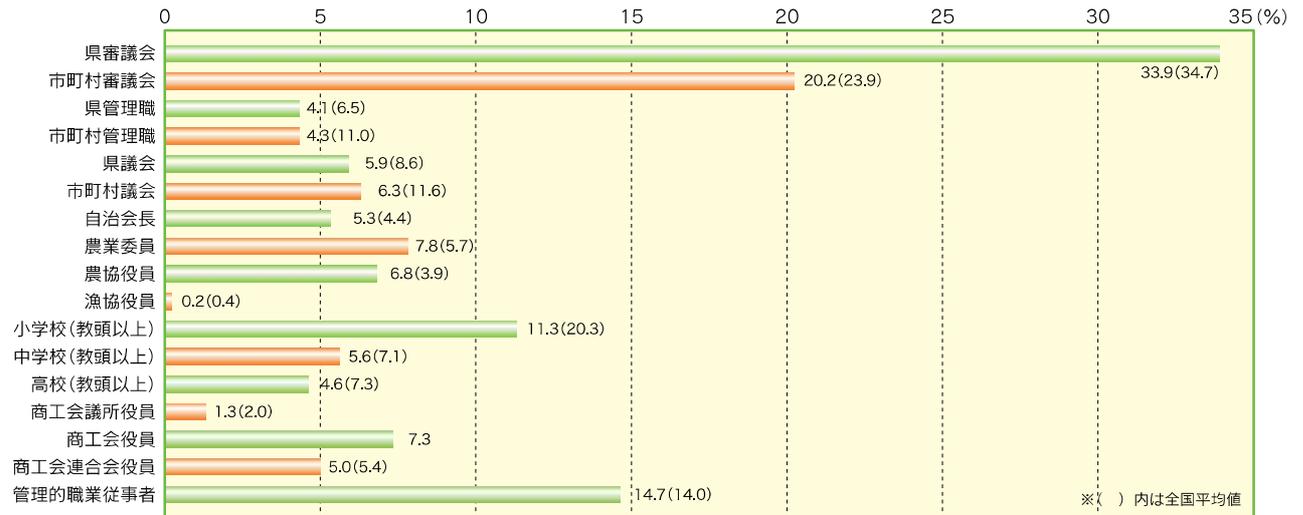
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定過程に男女双方の意思が公正に反映され、多様な立場の人が多様な意見を持って参画することが重要です。

しかし、女性は人口の半分、労働人口の4割以上を占め、様々な分野の活動を担っているものの、政策・方針決定過程への参画は低調です。

このため、政治や行政、経済等の分野において、女性の参画拡大を促進します。

●各分野における女性の参画状況



資料：「平成 24 年度かごしま男女共同参画の状況」
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成 24 年度）」
「女性の政策・方針決定参画状況調査（平成 24 年 12 月）」
総務省「平成 22 年国勢調査」

施策の方向と主な内容

- 1. 行政分野における女性の参画の拡大**
○県の審議会委員や管理職等への女性の登用を推進します。
- 2. 教育分野における女性の参画の拡大**
○公立学校の管理職等への女性の登用を推進します。
- 3. 雇用分野における女性の参画の拡大**
○企業の管理職や役員への女性の登用促進を図ります。
- 4. 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大**
○農業委員や農業協同組合等農林水産業団体及び商工団体の役員等に女性の登用を働きかけます。
- 5. その他の分野における女性の参画の拡大**
○経済団体や職能団体、PTA、自治会等各種団体・組織の役員等に女性の登用を働きかけます。
- 6. 女性の人材育成及び人材情報の整備**
○様々な分野において、女性の力量形成の促進や女性のリーダーの養成に取り組みます。

数 値 目 標 項 目	現 状	目 標 値
県の審議会等委員への女性の登用率	33.9% (H23)	40% (H29)
管理職任用標準試験の全受験者に占める女性の教職員の割合	18.3% (H23)	30% (H29)
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	34.8% (H22)	40%超 (H29)
女性農業経営士の認定者数	341人 (H23)	400人 (H29)

* **ポジティブ・アクション**: 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

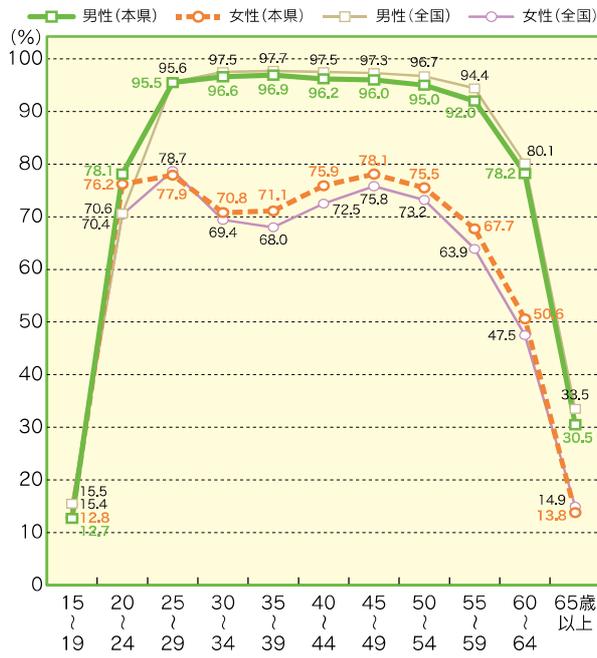
男女ともに能力を発揮できる 就業環境の整備の促進

就業は、個人の生活に経済的基盤を与えるとともに、自己実現を可能にするものであり、性別にかかわらず一人ひとりが、その能力を十分に発揮できる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティの推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。

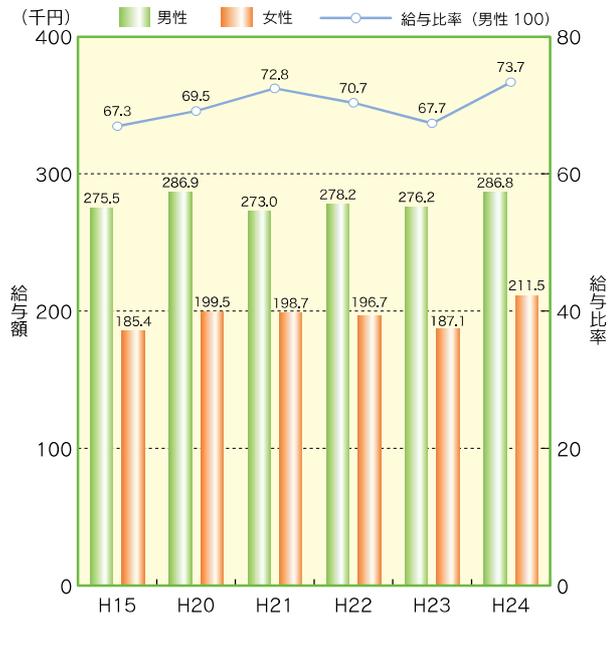
しかしながら、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30代を底とするM字カーブを描き、依然として出産・子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。また、女性は、男性に比べて非正規雇用者が多く、給与水準が低いほか、採用や登用にも男性との格差があることが、女性が貧困に陥りやすい要因になっています。

このため、性別にかかわらず能力を発揮できる就労の機会と男女の均等な待遇の確保が図られるよう、就業環境の整備を促進します。

●男女別年齢階級別労働力率



●男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移



施策の方向と主な内容

1. 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

○男女間の賃金や処遇の格差解消やセクシュアル・ハラスメントの防止、非正規労働者の待遇改善を図るため、男女雇用機会均等法等関係法令の周知を図ります。

2. 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

○農林水産業や商工業等自営業に従事する女性の地位向上と経営への参画拡大を図るため、就業環境を整備するとともに、経営に必要な知識や技術を習得する機会を提供します。

3. 女性の能力発揮のための支援

○女性の就業継続や再就職、能力開発を支援するため、仕事と生活の両立を図る上で必要な情報や研修・訓練機会の提供、相談窓口の充実を図ります。

○女性の起業や新規就業を支援します。

数値目標項目	現状	目標値
家族経営協定締結数	1,735戸(H23)	2,200戸(H29)

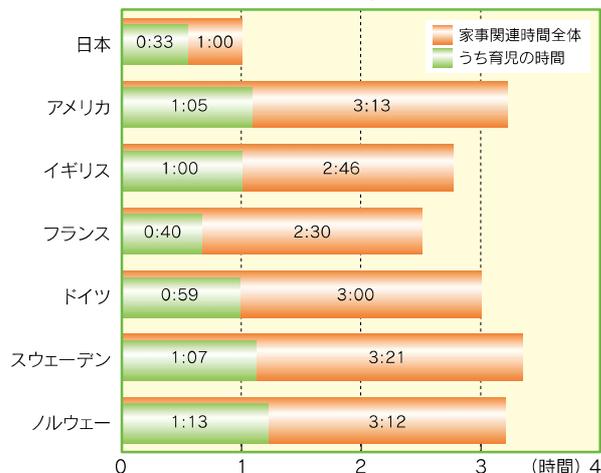
*ダイバーシティ: 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という
 *家族経営協定: 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定

仕事と生活の調和を図るための 環境づくりの促進

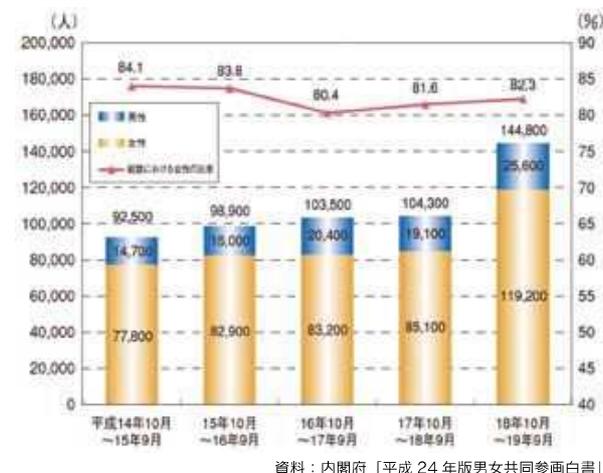
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、健康や趣味、学習といった個人的領域においても、仕事やボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要です。また、女性の「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への参画を進める上でも不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

このため、職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした労働慣行を見直すとともに、働きながら子育てや介護等ができる柔軟な就業環境や男性の家事・育児参画を可能にする職場環境の整備が進められるよう、仕事と生活の調和の実現に向けて社会的気運の醸成を図ります。また、性別や就労の有無にかかわらず「社会全体で子育て・介護を支える」という基本的な考え方に立って、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を行います。

●6歳未満児のいる夫婦の夫の家事、育児時間(1日あたり)



●介護・看護を理由に離職・転職した人数



資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

施策の方向と主な内容

1. 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備

- 長時間労働等の働き方の見直し、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及を図ります。
- 育児休業制度や介護休業制度の周知を図り、男性の家事・育児参画を促進します。

2. 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

- 多様なニーズに対応する保育や介護サービスの充実を図ります。
- 地域ぐるみで子育てや介護を支える仕組みづくりを推進します。

数値目標項目	現状	目標値
男性の育児休業取得率	1.4%(H23)	増加させる(H26)
かごしま子育て応援企業登録数	124社(H23)	329社(H26)
乳幼児の一時預かりを実施する施設数	109箇所(H23)	152箇所(H26)
地域子育て支援拠点の設置数	72箇所(H23)	79箇所(H26)
休日保育を実施する保育所数	23箇所(H23)	60箇所(H26)
放課後児童クラブの設置数	285箇所(H23)	323箇所(H26)
保育所入所待機児童数	143人(H23)	0人(H26)
延長保育を実施する保育所数	322箇所(H23)	356箇所(H26)
病児・病後児保育を実施する施設数	18箇所(H23)	38箇所(H26)
ファミリー・サポート・センターの設置数	8箇所(H23)	15箇所(H26)

*ファミリー・サポート・センター：仕事や行事、通院などの変動的な保育需要などや介護の際に、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において育児・介護に関する相互援助活動を行う会員制の組織

男女共同参画の視点に立った 地域づくり活動の推進

人々にとって身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・過疎化の進行、雇用環境の悪化、生活に困難を抱える人の増加、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待の発生、犯罪や災害の危険など、多くの課題を抱えています。

これら多様化・複雑化する地域の課題を解決するために、男女共同参画の視点を立てた実践活動を展開し、一人ひとりが尊重され、緩やかに、そして確かにつながることができる誰にとっても出番と居場所のある地域づくりを推進します。

●地域における活動への参加状況

資料：「平成 23 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」



施策の方向と主な内容

1. 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

- 男女共同参画センターの普及啓発, 人材育成, 相談及び情報提供等の機能充実を図ります。
- 地域における男女共同参画の推進役となる人材を育成します。
- 男女共同参画推進員やNPO等と連携, 協働し, 広報・啓発活動を積極的に展開します。

2. 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進

- 男女共同参画の視点を立てて地域課題の解決に取り組むNPO等を支援します。
- 多様な立場の人々の参画による地域づくり活動の活性化を図るため, 意識啓発や人材育成を行います。

数値目標項目	現状	目標値
鹿児島県男女共同参画センターに登録されている男女共同参画の推進に取り組む団体の数	27団体 (H23)	50団体 (H29)
鹿児島県男女共同参画地域推進員が設置されている市町村の割合	53.5% (H23)	100% (H29)

戦略的取組

計画の中で、特に重点的、集中的、横断的に推進すべき6つの取組を、「戦略的取組」として位置づけています。

1: 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進

子どもたちは、性別に焦点を当てた最も身近な人権問題について考える男女共同参画の学びを通して、自分の人権について理解し、自己肯定感や自己尊重感を育み、主体的に生きる力を身につけることになります。

このため、子どもたちが男女共同参画について理解を深めるための取組を、学校、家庭、地域と連携して積極的に推進します。

主な取組 ○学校におけるセミナーやワークショップの開催

2: 産業分野における女性の活躍の促進

女性が経済活動に参画し、能力を発揮することは、個人の自己実現と生活の安定のために不可欠です。また、多様化・グローバル化する地域経済の課題に対応し、その活性化を図るためにも必要です。

このため、女性が、農林水産業や商工業など様々な経済分野で活躍できるよう取組を推進します。

主な取組 ○企業に対する広報啓発や情報提供、取組支援

3: 男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備

男女共同参画社会は、誰にとっても暮らしやすい社会です。男性が男女共同参画の理解を深めることは、男性が直面する労働や介護等の問題に対応するだけでなく、女性の参画拡大や雇用環境の改善、女性に対する暴力の根絶を図るためにも不可欠です。

このため、男性への意識啓発、問題や悩みを抱える男性に対する支援及び男性の地域参画を促進する取組を推進します。

主な取組 ○男性に対する学びや交流の機会の提供
○男性相談窓口の充実

4: 女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実

女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規労働者が多く、登用の機会や賃金等に男性との格差がある雇用環境を背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

このため、女性の就業継続と生活の安定のため、男女の均等な機会と待遇の確保を図るほか、個人の状況に応じた切れ目のない支援を推進します。

主な取組 ○女性の就労を支援する講座の開催
○女性の就業相談等の支援

5: 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実

配偶者や交際相手など親密な関係の中で起こる暴力の被害者の多くは女性です。偏った結婚観や恋愛観、被害者に対する社会的支援の不備が被害を深刻化し、被害者は逃げても、加害者の追跡や子育て等に不安を抱え、心身の回復や経済的自立には長い時間を要します。

このため、配偶者暴力相談支援センターをはじめ市町村、関係機関・団体が連携して、被害者に対する切れ目のない総合的支援を実施します。

主な取組 ○関係機関等ネットワーク会議の開催
○相談員等養成講座の開催

6: 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

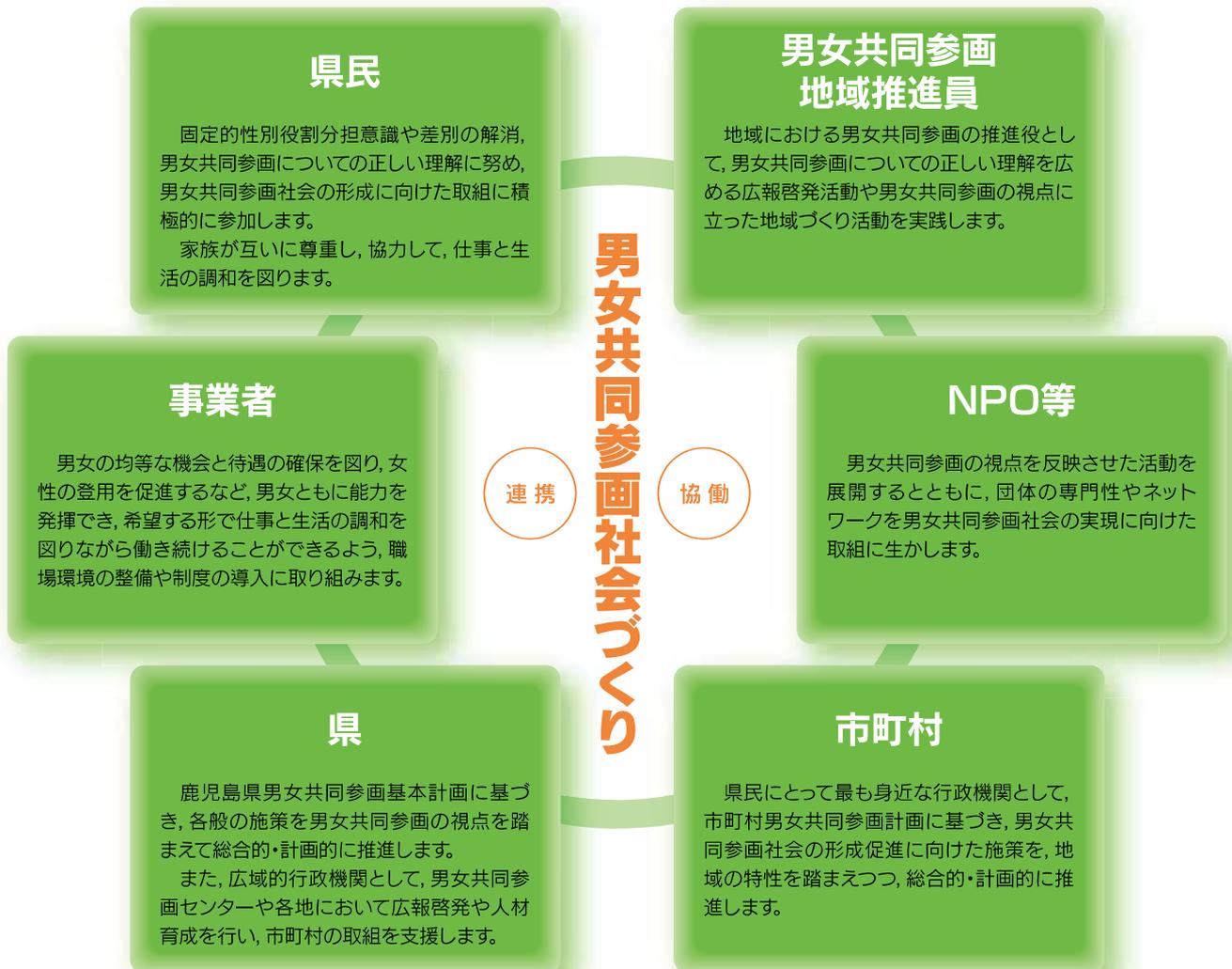
一人ひとりが緩やかにつながり、支え合い、誰もが出番と居場所がある地域社会を形成していくためには、性別や年齢、障害の有無にかかわらず多様な人々が参画することができるよう、「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画の視点が不可欠です。

このため、複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、多様な主体が連携、協働し、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進します。

主な取組 ○男女共同参画の視点に立った地域課題解決型実践活動の支援

推進のあり方

県や市町村はもちろん、事業者やNPOなど様々な立場の人々が、男女共同参画社会の実現に向けて共に取り組んでいくことが必要です。



鹿児島県男女共同参画センター

男女共同参画社会づくりを進める県民の活動拠点施設として、講座の開催、情報の提供、相談・支援などを行っています。

- 開館時間／9:00～17:00(情報提供サロン・ミーティングルーム)
- 休館日／月曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12/29～1/3)
- 住所等／〒892-0816
鹿児島市山下町14-50 かごしま県民交流センター内
TEL: 099-221-6603 FAX: 099-221-6640

相談室

- 一般相談／TEL: 099-221-6630/6631
- 専門相談／法律相談、メンタルヘルス相談、男性相談
- 受付時間／水曜日～日曜日 9:00～17:00
火曜日・休館日翌日 9:00～20:00

男女共同参画に関する県の施策に対する申出制度

鹿児島県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に対して、県民の皆様からいただいたご意見は、施策に適切に反映します。

鹿児島県県民生活局男女共同参画室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL: 099-286-2634 FAX: 099-286-5541 E-mail: harmony@pref.kagoshima.lg.jp
ホームページアドレス: <http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/jinken/index.html>